

# 議会運営委員会会議録

- 1 日 時 令和4年11月24日(木)  
会議時間 10時00分開会 10時56分閉会
- 2 会議場所 役場3階 第1委員会室
- 3 出席議員 委員長：中島里司 副委員長：山下清美(欠席)  
委員：鈴木孝寿、口田邦男、高橋政悦  
議長：桜井崇裕
- 4 事務局 事務局長：田本尚彦、次長兼総務係長：川口二郎
- 5 説明員 副町長：山本 司  
総務課長 神谷昌彦、総務課長補佐 野々村徹、行政管理係長 岡田裕二
- 6 議 件
  - (1) 令和4年第8回町議会臨時会の運営について
    - ① 予定議案等(町・議会)の説明
  - (2) 令和4年第9回町議会定例会の運営について
    - ① 予定議案等(町・議会)の説明
    - ② 審議方法等について確認
    - ③ 会期日程の確認  
12月6日(火)～15日(木) 10日間
    - ④ 12月定例会における新型コロナウイルス感染症の対応について
    - ⑤ その他
  - (3) その他
- 7 会議内容 別紙のとおり

委員長： おはよう。年の瀬も間近ということで12月の定例議会について、また臨時会も予定されているので、それらについてご協議をお願い申し上げたい。なお、山下副委員長は諸事情により欠席の申し出を頂いているので報告する。早速議件に入りたいと思う。

(1) 令和4年第8回町議会臨時会の運営について

委員長： 予定議案の内容等について、町の方からご説明願う。

副町長： 最初に第8回町議会臨時会の議案の内容について説明させていただく。まず、条例の一部改正である。議案の第93号から第96号までが条例の一部改正である。概要を申し上げる。議案第93号、清水町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の一部を改正する条例、議案第94号、常勤特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第95号、清水町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、この3本については、令和4年度人事院勧告に基づき国家公務員における俸給表、いわゆる給料表の改正及び期末勤勉手当、ボーナスが0.1か月分引き上げられたことに準じて改正するものである。基本給の引き上げは、4月1日に遡って改正するとともに、12月の期末勤勉手当として0.1か月分追加となる。年間の支給月数は現在4.3か月であるが、0.1か月分増やされて4.4か月の支給となる。続いて議案第96号、第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、人事院勧告ではボーナスを0.1か月引き上げる内容となっており、引き上げ分は勤勉手当に0.1か月分を上乗せするという内容になっており、2号会計年度任用職員には勤勉手当という項目はないので、実質上は増えないことになるけれども、本町として物価高騰による影響や待遇改善を目的に、令和4年度に限り12月の期末手当に0.1か月分を上乗せして支給するよう改正するものである。2号職員の年間の支給月数は2.4か月から0.1か月増えて2.5か月になる。以上が条例の改正である。続いて補正予算である。議案第97号から第102号までが補正予算の内容になっている。一般会計予算について、説明する。総額に3万3千円を追加し、歳入歳出それぞれの総額を95億829万7千円とするものである。7ページをお開き願う。歳入である。15款2項3目、衛生費国庫補助金は、歳出で新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の人件費の追加に伴い交付されることから、財源として3万3千円の追加である。8ページへまいる。歳出の説明である。26ページまで一部を除き、人件費の補正となっている。最初に27ページの給与費明細書で一括説明をさせていた

だく。1、特別職分である。27ページ下の比較欄をご覧ください。長等の行は、特別職3名分の期末手当で21万円の追加。共済費で2万8千円の追加となる。次の行は議員の分である。13名分の期末手当25万5千円の追加となる。その下はその他の特別職の分である。人数が5名増えている。この5名については消防団員の入団に伴って5名分の追加である。年額報酬及び出勤報酬合わせて179万9千円の追加となる。28ページに参る。2、一般職分で

(1) 総括表をご覧ください。比較欄である。職員数はマイナス2である。保育士及び保健師各1名の退職による減となっている。報酬については4万3千円の減は、剣の郷創造館会計年度任用職員時間外手当確定による減額である。給料は、人事院勧告に準じて初任給及び20代30代の若年層の月額を、4月1日に遡って引き上げるもので補正額としては増加するが、退職者2名分の給料を減額していることから、総額では221万1千円の減額となる。職員手当は、職員の勤勉手当を0.1か月分引き上げるとともに、2号会計年度任用職員の期末手当も0.1か月分引き上げることなどにより608万9千円の追加となる。共済費は、標準報酬月額の変更などにより764万6千円の減額となる。11ページにお戻り願う。人件費以外の内容について、ご説明してまいる。3款1項1目老人福祉費、27節、繰出金44万円の減額は、介護保険特別会計補正予算に伴うものである。13ページへまいる。2項5目、学童クラブ運営費、8節、旅費11万2千円の追加は、1号会計年度職員の通勤費用の増加見込みによるものである。14ページへまいる。4款1項1目、保健衛生総務費、27節、繰出金16万9千円の追加は、国民健康保険特別会計補正予算及び後期高齢者医療保険特別会計補正予算に伴うものである。続いて、26ページへまいる。13款2項1目、基金費、24節、積立金172万7千円の追加は、今回の補正予算の調整額として財政調整基金へ積立をするものである。以上が一般会計補正予算の内容である。なお、特別会計についても、給与改定に伴う人件費の補正のみとなる。以上が臨時会の議件となる。よろしく願います。

委員長：ここで委員の方から質疑を受けたいと思う。何かあるか。

(「なし」との声あり)

(2) 令和4年第9回町議会定例会の運営について

① 予定議案等(町・議会)の説明

委員長：次に令和4年第9回町議会定例会の運営についてお諮りする。予定議案の説明をお願いします。

副町長：12月定例会の予定議案について説明する。議案第103号から第112号までは、いずれも条例の一部改正である。概要を申し上げる。議案第103号、清水町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例については、改正地方公務員法により、地方公務員の定年年齢の引上げ等が改正され、任期付職員の採用等に関する条例における、引用条項ずれの解消のため改正である。議案第104号、職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例については、60歳以降の職員は役職定年制の導入により、管理職は非管理職に降任することになる。これは本人の意に反する降給であるため、条例において規定を整備するものである。議案第105号、職員の定年に関する条例の一部を改正する条例については、地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行され、定年年齢などの改正が行われることから改正するものである。議案第106号、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例については、改正地方公務員法により、地方公務員の定年年齢の引上げ等が改正され、減給の効果について、60歳以降の降任が制度化されるため、減額の基準日を明確にする必要があることから改正するものである。議案第107号、清水町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、改正地方公務員法により、再任用の短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改正するものである。議案第108号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、これも改正地方公務員法により、地方公務員の定年年齢の引上げ等が改正され、定年年齢が延長された職員に対する規定等について改正するものである。議案第109号、公益的法人等への清水町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についても、改正地方公務員法により、公益的法人等への清水町職員の派遣等に関する条例における引用条文の改正等である。議案第110号、清水町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行され、定年年齢などの改正が行われることから改正するものである。議案第111号、清水町営公衆浴場条例の一部を改正する条例については、公衆浴場の入浴料の統制額、いわゆる上限額についてであるが、北海道で30円の値上げが改正された。10月1日から施行されている。本町においては使用料等審議会への諮問答申を踏まえ、統制額に合わせた入浴料金として12歳以上30円値上げし、1回480円とする改正内容で、令和5年4月1日からの改定を行うものである。議案第112号、清水町職員の再任用に関する条例を廃止する条例については、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、現行の再任用制度は役職定年制又は定年前再任用短時間勤務職に移行されることからこの廃止をするものである。以上が条例の改正になる。続いて補正予算に移る。議案第113号から第117号は、一般会計ほか4会計の補正予算となる。一般会計予算についてのみ、説明させていただく。全体的な内容としては、燃料、資材、物価高騰に伴い役場の支出経費も歳出

予算額に不足をきたす部分があるので、追加をするというのが主な内容である。総額に9,479万9千円を追加し、歳入歳出それぞれの総額を96億309万6千円とするものである。8ページをお開き願う。歳入である。14款2項3目、衛生手数料95万3千円の追加は、し尿収集量の増加に伴うものである。15款1項1目、民生費国庫負担金141万円の追加は、福祉・介護職員等ベースアップ支援加算制度の創設等による追加である。2目、衛生費国庫負担金の1、国民健康保険基盤安定負担金54万5千円の減額、及び2、未就学児均等割保険税負担金11万4千円の減額は額の確定見込みによるものである。16款1項1目、民生費道負担金70万5千円の追加は、福祉・介護職員等ベースアップ支援加算制度創設等によるものである。2目、衛生費道負担金1、国民健康保険基盤安定負担金301万9千円の追加、2の後期高齢者医療保険基盤安定負担金237万2千円の減額、更に3、未就学児均等割保険税負担金5万7千円の減額は、それぞれ額の確定見込みによるものである。9ページへまいる。16款2項4目、農林業費道補助金1番、環境保全型農業直接支援対策事業補助金419万8千円の追加は、補助対象面積の増によるものである。28番、産地生産基盤パワーアップ事業補助金2,550万円の追加は、羽帯コントラクターが事業主体の大型コンバインの導入事業が補助採択となったことによる追加である。18款、寄付金10万円の追加は、福祉目的の寄付1件によるものである。19款1項1目、財政調整基金繰入金6,318万円の追加は、この補正予算の財源としての補正である。3目、公共施設建設等基金120万円の減額、及び7目、いきいきふるさとづくり基金繰入金20万円の減額は、それぞれ基金充当事業費の確定による補正である。10ページへまいる。21款4項、雑入10番、社会教育事業参加料6万7千円の減額は、社会教育事業中止及び事業完了による補正である。27節、自動車事故共済金28万9千円の追加は、9月28日発生の町営育成牧場ダンプ車両による交通事故の相手車両修繕等の損害賠償金である。なお、人身分治療費等はまだ未確定のため、確定次第、今回の補正金額と合わせて損害賠償額の決定及び和解についての議案を提案させていただく。当面車両分の修繕料を早く支払わなければ、業者の方の支払いが終わらないので、今回内払として支払うということで提案をさせていただく。11ページにまいる。歳出の補正である。1款、議会費はコピー印刷枚数の増に伴う複写機等借上料6万4千円の追加。30番、議会だより等編集用ソフト使用料6千円の追加は、使用料値上がりによる補正である。2款1項1目、一般管理費、12節40番、職員総合健診等委託料19万4千円の追加は、会計年度任用職員が10月から市町村職員共済短期組合員へ移行されたことによる補正である。6目18節30番、地方バス路線維持費補助金16万4千円の追加は、補助金の確定見込みによる補正である。24節10番、いきいきふるさとづくり基金積立金70万円の追加は、基金充当事業費の確定により残額を積み立てるものである。12ページへまいる。4項4目、町議会議員選挙費、10節30番、印刷製本費選挙公報等14万4千円の追加は、印刷単価値上がりによ

る補正である。12節30番、投開票機器点検整備委託料4万7千円の追加は、点検整備費用の値上がりによる補正である。3款1項2目、社会福祉施設費、10節50番、施設修繕料福祉館分14万9千円の追加は、消防用設備等点検における指摘事項の修繕を行うための補正である。3目、老人福祉費、24節10番、老人福祉基金積立金10万円の追加は、寄付1件による補正である。4目、障害福祉費、19節10番、自立支援給付費282万円の追加は、障害福祉サービス利用者の増加及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算制度創設に伴う給付費の追加によるものである。13ページへまいる。6目、老人福祉センター運営費、10節、需用費76万3千円の追加は、施設用燃料及び電気料の値上がりによるものである。7目、保健福祉センター費、10節、需用費313万5千円の追加も施設用燃料及び電気料の値上がりによるものである。14節18番、工事請負費20万8千円の減額は、エアコン設置工事の完了による不用額の補正である。8目、世代間交流センター運営費 10節、需用費53万6千円の追加は、施設用燃料及び電気料の値上がりによるものである。14ページへまいる。2項2目、保育施設運営費、10節需用費130万円の追加は、施設用燃料及び電気料の値上がりによるものである。12節委託料、9千円の減額は会計年度任用職員の市町村共済組合移行に伴う減額である。5目、学童クラブ運営費、10節需用費21万7千円の追加は、施設用燃料及び電気料の値上がりによるものである。4款1項1目、保健衛生総務費316万5千円の減額は、特別会計の補正予算に伴うものである。15ページ中段にまいる。3目、環境衛生費、10節需用費14万7千円の追加は、施設用燃料の値上がりによるものである。5目、公衆浴場管理費、10節需用費269万8千円の追加は、施設用燃料及び電気料の値上がりによるものである。16ページへまいる。2項1目、清掃費、12節52番、し尿収集運搬業務委託料52万3千円の追加は、し尿収集量の増加による補正である。2目、清掃センター費、10節需用費49万5千円の追加は、施設用燃料費及び電気料の値上がりによるものである。5款1項1目、労働諸費、7節12番、産業安全大会事業報償5万円の減額、及び12節、委託料1万3千円の減額は、コロナ禍の影響により安全大会を中止したことによる補正である。17ページへまいる。6款1項3目、農業振興費、12節40番担い手コーディネーター健康診断委託料1万5千円の減額、及び41番、職員健康診断委託料8千円の減額は、いずれも市町村共済組合移行に伴う減額である。18節35番、環境保全型農業直接支援対策事業交付金559万8千円の追加は、家畜堆肥の活用など環境保全型農業者の取り組み面積が増加したことによる補助金の補正である。39番、産地生産基盤パワーアップ事業補助金2,550万円の追加は、羽帯コントラクターの事業主体の大型コンバイン1台の導入事業が補助採択となったことによる増額である。5目、牧場費、10節需用費588万9千円の追加は、牧場用飼料の値上がりによる補正である。12節40番、職員健康診断委託料9千円の減額は、会計年度任用職員の市町村共済組合移行に伴う減額である。21節12番、牧場作業車両事故賠償金28万9千円の追加は、町営

育成牧場ダンプ車両による交通事故の相手車両修繕等の損害賠償金である。6目、土地改良事業費、14節10番、明渠排水路維持管理等工事33万円の追加は、工事か所の増による補正である。7目、農業用水管理費、10節、需用費75万4千円の追加は、施設・管路の修繕か所の増加及び施設電気料の値上がりによる補正である。7款1項1目、商工振興費、18節36番、地域活性化商品券事業補助金1,959万5千円の追加は、地域活性化商品券発行組数の増加に伴う追加である。10月発行分は9月議会の補正で17,000組としていたが、申し込みが予定数を上回り、実質的には18,500組を発行した。また、2月発行分についても、7,000組としているが、物価高騰の影響等により購入希望者の増が見込まれることから、今回13,000組とするため、補助金を追加するものである。41番、小規模事業者持続的発展支援事業給付金192万6千円の追加、及び42番、中小企業等事業再構築促進事業給付金83万3千円の追加は、給付事業者の増加見込みによる補正である。19ページへまいる。3目観光施設費、14節、工事請負費113番円山展望台施設改修工事13万2千円の減額は、トイレ改修工事の完了による不用額の補正である。8款1項1目、土木総務費、12節51番、町有施設変圧器PCB含有調査委託料5万5千円の減額は、委託調査完了による補正である。4項1目、都市計画総務費、10節40番、電気料（公設灯、地下道分）260万円の追加は、電気料の値上がりによる補正である。20ページへまいる。5項1目、住宅管理費、10節、需用費445万円の追加は、町営住宅・貸付住宅の修繕か所等の増加に伴う補正である。10款2項1目、小学校管理費、10節、需用費492万8千円の追加は、燃料費及び電気料の値上がりによる補正である。さらに施設修繕料及び水道料については、漏水に係る調査修繕等の経費の追加である。21ページへまいる。3項1目、中学校管理費、10節、需用費276万7千円の追加とその下、4項1目、幼稚園管理費、10節、需用費58万8千円の追加は、施設用燃料費及び電気料の値上がりによるものである。5項1目、社会教育総務費、7節、報償費4万4千円の減額は、子ども会活動奨励費確定による補正である。10節21番、家庭用教育事業用食糧費5万6千円の減額は、コロナ禍により生活リズム学校事業を中止したことによる補正である。22ページへまいる。3目、文化会館費、10節、需用費120万2千円の追加は、施設用燃料費の値上がりによるものである。14節、工事請負費6万6千円の減額は、文化センタートイレブース及びエアコン設置工事の完了による補正である。4目、図書館・郷土史料館費、10節、需用費98万3千円の追加は、施設用燃料費及び電気料の値上がりによるものである。12節40番、職員健康診断委託料1万7千円の減額は、会計年度職員の市町村共済組合移行による補正である。14節、工事請負費49万3千円の減額は、図書館トイレ改修工事及び郷土史料館展示改修工事の完了による不用額の補正である。23ページへまいる。5目、中央公民館費、8節、旅費2万6千円の減額、及び10節、需用費2万8千円の減額は、公民館事業の一部事業完了による不用額の補正である。6目、御影公民館費から8目、農村環境

改善センター管理費の10節、需用費の追加は、いずれも施設用燃料費の値上がりによるものである。6項1目、保健体育総務費、7節、報償費33万円の減額は、コロナ禍により少年野球教室及び体育の日記念スポーツ大会を中止したことによる補正である。2目、体育施設費、12節、委託料47万8千円の減額は、学校プール一般開放完了による補正である。14節、工事請負費9万5千円の減額は、アイスアリーナ監視カメラ改修工事等の完了による補正である。3目、学校給食管理費、10節、需用費487万1千円の追加は、給食食材費の値上がりによる賄い材料費228万4千円の追加及び施設用燃料費及び電気料の値上がりによるものである。14節、工事請負費4万7千円の減額は、蒸気回転釜交換工事等の完了に伴う補正である。12款1項1目、元金81万円の追加は、令和3年度借入れ分の確定に伴う償還元金の補正である。2目、利子8万4千円の減額も、令和3年度借入れ分及び金利見直し分の確定に伴う償還利子の補正である。26ページへまいる。13款1項1目、行政費、10節、需用費192万4千円の追加は、庁舎用燃料費及び電気料の値上がりによる補正である。12節、委託料1万8千円の減額は、会計年度任用職員の市町村共済組合移行に伴う補正である。14節、工事請負費79万1千円の減額は、庁舎エアコン設置工事の完了による不用額の補正である。4ページへお戻り願う。第2表、債務負担行為の補正、追加となる。農業用水施設管理業務委託については、5年に1度入札を行い、業者を決定しているところであるが、現在丸4年目である。現在受託している業者の都合により、今年度で受託業務を終了したい旨の申し出があった。内容的には技術者がいなくなったということである。令和5年度からの業務委託について、今年度中に入札執行を行う必要が生じたことから限度額を733万7千円として、追加するものである。次の、御影公民館公務業務委託については、5年に1度入札を行い業者を決定しているところであるが、今年度末で5年を経過する。令和5年度からの業務委託について、今年度中に入札執行を行う必要が生じたことから限度額を530万2千円として、追加するものである。以上が、一般会計補正予算の内容である。この他に、行政報告を1件予定している。表題については新型コロナウイルスワクチンの接種状況、及び6か月から4歳の乳幼児の接種について開始をすることになる。その内容について説明をさせていただきたいと思うが、最新の接種状況を報告させていただきたいと思っているので、開会日に配布予定とさせていただきたいと思っている。以上が主な予定議案の説明である。今後の議案の変更等については、2回目の議会運営委員会で説明させていただきたいと思う。どうぞよろしくお願いする。

委員長：続いて議会提出分について事務局より説明願う。

田本局長：議会提出分の案件について説明する。委員会報告として職員給与等調査特別委員会の委員会調査報告。所管事務調査報告として総務産業常任委員会並

びに厚生文教常任委員会から報告を予定している。所管事務等調査の申し出については、今回12月定例から3月定例の間に議員の改選がある。通常であれば所管事務等調査の申し出については、12月定例でこれまで行ってきていないところであるけれども、広報広聴常任委員会が現在の任期で設立されて、議会広報の編集・発行についてこれまで各定例会の間に作業を行ってきているところである。今回についても現議員の任期満了の期間まで、編集についての委員会を予定することとなることから、広報広聴常任委員会については所管事務等調査の申し出を行う考えである。その他現在、議員の提出議案、陳情、請願等については予定を持っていないところである。

委員長：特に何か質疑あるか。

（「なし」との声あり）

## ②審議方法等について確認

委員長：それでは審議方法等について確認をさせていただく。条例の一部改正、廃止、補正予算、一般議案は今までと同様に本会議審議としてよろしいか確認させていただく。よろしいか。

（「はい」との声あり）

委員長：それではそのように決定をさせていただく。次に会期日程の確認をしたい。執行側で条例の一部改正及び補正予算等の議件について、審議日程の要望、例えば早く結審して欲しい等があれば申し出願う。

副町長：特に急ぐものはない。

## ③会期日程の確認

委員長：それでは町提出及び議会提出の議案等を考慮して、現状でのおおよその日程について、説明をいただきたい。

田本局長：会期の日程等について案を説明する。会期初日は12月6日火曜日午前10時より開会となる。議会運営委員会委員長の報告の後、行政報告1件がある。議会関係の議案等については、請願については現在のところないが、今後請願等があれば、その部分についての事務局朗読、紹介議員の説明を受けて所管委員会に付託という流れが出てこようかと思う。そして職員給与等調査特

別委員会の委員会調査の報告。総務産業、厚生文教両常任委員会からの所管事務調査の報告を行い、この日請願等があれば本会議終了後に常任委員会の開催を予定したいと思う。12月7日水曜日から11日日曜日については休会とし、12月12日月曜日に再開をし、12月13日火曜日にも一般質問を予定したいと思う。請願等があれば12日に請願の報告。13日には本会議終了後に全員協議会を開催する流れが出てこようかと思う。12月14日水曜日は休会とし、12月15日木曜日に再開し、条例の一部改正、先程説明頂いた議案第103号から第112号まで、そして令和4年度一般会計以下5会計の補正予算の審議を行い、その後、議会関係として所管事務調査の申し出、広報広聴常任委員会について申し出を行い本会議の日程は以上となる。本会議終了後、広報広聴常任委員会を開催予定としている。以上が日程の案である。

委員長：12月6日から15日までの10日間を予定してはいかがかと提案いただいた。これについてなにか意見あるか。

（「なし」との声あり）

委員長：現時点ではそのようにしたいと思う。以上で執行側の同席をいただいて審議することは終わったので、ここで執行側にはご退席いただいて結構である。大変お忙しいところ説明に来ていただきありがとうございます。ご苦勞様。暫時休憩する。

【休憩 10：52】

【再開 10：53】

#### ④ 12月定例会における新型コロナウイルス感染症の対応について

委員長：休憩前に引き続き会議を開く。次に12月定例会における新型コロナウイルス感染症の対応について事務局より説明願う。

田本局長：基本的に内容としては9月定例会と変わっていない。感染の拡大が広がっている。ただ国の方としては社会経済的な活動を促進する意味で、色々な制約を縮小してきているところであるけれども、現状においては感染が広がっているというところもあり、傍聴席等の制限についても従来どおりということで現状考えているところである。

委員長：特に異議ないか。

(「なし」との声あり)

⑤その他

委員長：その他について何かあるか。

(「なし」との声あり)

(3) その他

委員長：全体的なもの含めて何かあるか。

田本局長：前回の議会運営委員会の中で議会に関する個人情報保護条例について内容の確認をしていただいたところである。その時の説明で可能であれば12月の定例議会に条例改正案を提案したいと、この部分については執行側の個人情報保護法改正に伴う条例等の提案とスケジュールを合わせてという話をしたかと思うが、現在執行側の条例案の部分について一部機関の確認が完了していないということで、こちらについては3月に提案をする見通しとなった。今回、全員協議会の中でも議運で確認いただいた内容について本日説明をする予定であるけれども、また改めて3月の提案ということで再度、全体の議会構成が新しくなったら、その中で議運それから全体協議会で確認した上で3月定例会の本会議に提案してまいりたいと考えているので報告させていただく。

委員長：これについて異議ないか。

(「なし」との声あり)

委員長：それでは、これで本日の議会運営委員会を終了する。御苦労さま。

【閉会 10:56】